

# 第2期 津山市子ども・子育て 支援事業計画概要版

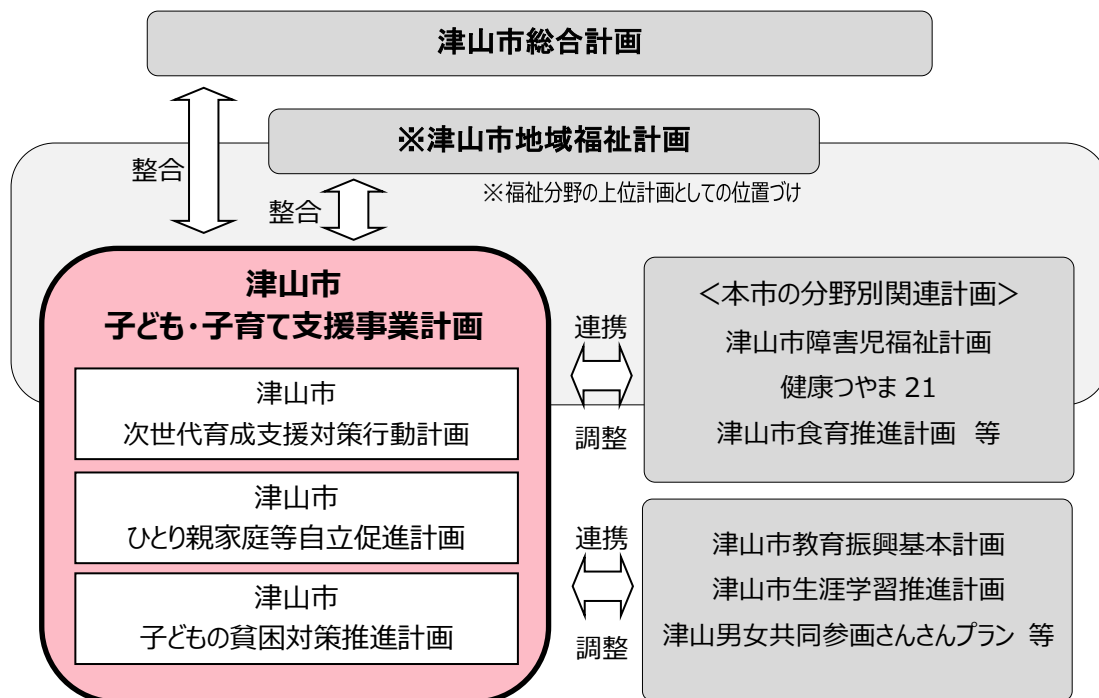


令和2年度～令和6年度

## 本計画を策定した目的や趣旨

- 津山市で暮らす子どもの育ちや子育てへの支援を総合的、計画的に推進するため、策定する計画です。
- 平成27年に策定した「津山市子ども・子育て支援事業計画（つやまっ子にこにこプラン）」が、令和2年3月に計画期間を終えるため、この計画を見直し第2期の計画を策定します。
- これまでの取組や施策に加えて、子どもの貧困問題や、相談件数が全国的に増加する児童虐待、障害のある子どもに対する支援環境の一層の整備の必要性など、新たな課題にも対応する計画とします。
- 本計画は、子ども・子育て支援法に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、本市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」、さらには子どもの貧困対策を総合的に推進する「津山市子どもの貧困対策推進計画」としても本計画を位置付け、必要な施策を盛り込んでいます。
- 津山市総合計画や他の関連計画とも整合・連携・調整を図り、計画を推進していきます。
- 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

### ■ 本計画と他計画との関連イメージ



【本計画に関するお問い合わせ先】

津山市こども保健部子育て推進課

電話 0868-32-2179 ファックス 0868-32-2161 電子メール kodomo@city.tsuyama.lg.jp

# 計画の方向性

本計画では、基本理念「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するために、3つの基本目標を定めています。これらの基本目標を達成するための各種施策を、具体的かつ効果的に推進するため中目標及び基本的施策をそれぞれ決めました。

## 基本理念

# 子どもの笑顔があふれるまち

「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさを持ちながら他者と信頼関係が築ける子どもに育ててほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められています。

基本目標	中目標	基本的施策	
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	1 子どもの健康を確保する	1 子どもの健康の確保	
		2 子どもの食育の推進	
	2 子どもの「生きる力」を育む	1 幼児教育・保育の充実	
		2 学校教育等の充実	
		3 放課後の子どもの居場所づくり	
		4 次代の親の育成	
3 子どもを取り巻く有害環境への対策	5 障害のある児童への支援		
	6 特別な配慮が必要な児童への支援		
2 楽しく子育てできるまちづくり	1 子どもの健康を確保する	1 思春期保健対策	
	2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援	2 消費生活・情報モラル教育の推進	
		1 母親の健康を確保する	1 妊産婦等への保健医療の充実
		2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援	1 多様な子育て支援サービスの充実
	3 市のサービス周知や相談体制の充実	2 ひとり親家庭等の自立支援	
		3 経済的困難を抱える家庭への支援	
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	1 子どもの生きる力を育む地域力の向上	1 子育て支援に係る情報提供の充実	
		2 切れ目のない包括的な相談体制の充実	
		3 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策	
	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	1 家庭教育への支援	
3 「地域力」を高めるネットワークづくり	1 子どもの生きる力を育む地域力の向上	1 学校教育との連携	
		2 地域による教育力向上	
	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組	
3 「地域力」を高めるネットワークづくり	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	1 仕事と生活の調和実現に向けた取組	
		2 地域による子育て家庭への支援強化	
3 「地域力」を高めるネットワークづくり	3 「地域力」を高めるネットワークづくり	3 安全・安心な生活環境の整備	
		1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化	

# 重点的な取組・施策

## 教育・保育の一体的提供

### ●認定こども園の設置・運営

現在、本市には幼保連携型認定こども園が2園、保育所型認定こども園が3園、設置・運営されています。今後も、ニーズ量を適切に把握し、必要に応じて認定こども園の設置を検討します。

### ●「幼児教育・保育の無償化」への対応

令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」に伴い、施設等を運営する事業者への給付を適切に行い、保護者の費用負担軽減を図ります。

## 産休・育休後のスムーズな施設利用に向けた取組

### ●産休・育休中の情報提供や相談支援

産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園（所）等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援の充実を図ります。

## 児童虐待防止対策の充実

### ●児童虐待を早期に発見・対応するための地域の体制強化

要保護児童対策地域協議会や子ども家庭総合支援拠点、子育て包括支援センターを核に、虐待の発生日予防、早期発見、早期対応を進め、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行います。

## 障害児施策の充実

### ●障害の早期発見と療育の推進

障害の早期発見と療育の推進を図るため、健康診断や各種相談等を関係機関と連携して実施するほか、児童発達支援事業（てけてけ）や通級指導教室による療育や教育を推進します。また、医療的ケアを必要とする児童に対する必要な支援体制の整備・強化に努めます。

### ●特別な支援が必要な子どもに対する保育の推進

保育園（所）・幼稚園における特別な配慮が必要な子どもの保育については、人員配置の充実や職員の高質・専門性向上を図るための研修会の実施、子ども一人一人に対する個別の教育支援計画・指導計画の作成等を進めていきます。

## ワークライフバランスを図るための環境整備

### ●働き方改革を推進するための広報・啓発

多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

## ひとり親家庭等の自立支援

### （津山市ひとり親家庭等自立促進計画）

ひとり親家庭等（母子・父子家庭及び寡婦）の子どもの健やかな成長を確保し、ひとり親家庭等の自立支援やその世帯の生活の安定と向上を図るため、（1）就労支援の充実（2）子育てや生活支援の推進（3）相談体制の充実と積極的な情報提供（4）経済的支援の推進（5）当事者同士の交流と支援者との連携に取り組みます。

## 子どもの貧困対策（津山市子どもの貧困対策推進計画）

子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、また、貧困が親から子どもへと世代を超えて連鎖をすることがないようにするため、下記の4つを重点施策として取り組みます。

- 1 **教育の支援**：すべての子どもが夢と希望を持てるように、教育の支援に取り組みます。
- 2 **生活の安定に資するための支援**：子どもの居場所づくりや保護者の生活不安の解消に努めます。
- 3 **就労の支援**：ハローワーク等の関係機関と連携しながら、保護者に対する就労支援に取り組みます。
- 4 **経済的支援**：各種手当等の給付や貸付制度により、経済的な負担の軽減を図ります。

# 各種事業量の見込みと確保に向けた取組

保育所（園）・幼稚園などの教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み（利用ニーズ）と提供体制の確保に向けた取組は以下のとおりです。

教育・保育施設	内容	量の見込み				確保に向けた今後の取組等
		単位	令和2年度	令和4年度	令和6年度	
1号認定及び 2号認定【教育希望】 （教育標準時間認定）	● 1号認定 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前の子ども	人/年	690	639	590	津山地区においては公立幼稚園2園や認定こども園での受け入れを行います。加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区においても、認定こども園により確保を図ります。2号認定の教育希望者に対しては、私立幼稚園全園及び公立幼稚園で実施している預かり保育により対応します。 2号及び3号認定について、津山地区では、令和2年度ではニーズが定員を超過すると見込まれますが、受け入れ体制の整備による3号認定の定員拡大や、児童数の減少見込に伴うニーズ量の減少傾向が見込まれ、令和3年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定しています。 また、加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区については、令和2年度から定員がニーズを上回る状況です。 なお、最低基準を満たすことを前提に、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、津山地区の児童が他の地区へ入園するなど提供区域を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。
2号認定【保育ニーズ】 （保育認定：3～5歳）	● 2号認定 満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	人/年	1,726	1,595	1,458	
3号認定 （保育認定：0歳）	● 2号認定【教育ニーズ】 2号認定を受ける要件を満たしている子どものうち、幼稚園等の利用希望が高いもの	人/年	333	317	299	
3号認定 （保育認定：1,2歳）	● 3号認定 満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	人/年	1,008	931	881	

教育・保育施設	内容	量の見込み				確保に向けた今後の取組等
		単位	令和2年度	令和4年度	令和6年度	
利用者支援事業	教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。	か所	4	4	4	市内4か所で実施します。津山すこやか・こどもセンターでは妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援を実施します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場を開設し、子育て相談や情報の提供、助言等の援助を行う。	人日/月	4,641	4,339	4,125	市内8か所において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施します。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安全な出産を迎えられるようにするため、健康診査を行う。	人回/年	8,917	8,458	7,999	医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て情報の提供等を行う。	人/年	718	681	644	本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、すべての対象家庭への実施をめざします。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育を確保する。	人/年	233	216	202	本市所属保健師による訪問を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を施設に預け、必要な保護を行う。	人日/年	84	81	79	児童の養育に支障が生じないよう、現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けたい人と、当該援助をすることを希望する人との連絡、調整等を行う。	人日/年	1,111	1,114	1,096	制度の周知啓発、会員相互の親睦や提供会員の保育・育児に係るスキルアップを図り、会員組織の一層の拡大を図ります。
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間終了後に預かり保育を実施する。	人日/年	14,753	14,268	13,679	津山地区では私立幼稚園2園と公立幼稚園2園、認定こども園2園で実施、加茂・阿波地区、勝北地区及び久米地区については、認定こども園各1園で実施しており、現体制で対応します。
一時預かり事業（一般型等）	保護者の用事等で家庭において保育ができない時などに一時的に預かり、必要な保護を行う。	人日/年	8,091	7,844	7,625	保育園（所）や認定こども園の一時預かり事業は全地区で実施されており、現状の体制で対応するとともに必要に応じて実施園の拡大を検討します。
延長保育事業	保育園（所）在園児を対象として、通常の利用時間以外の時間に保育を実施する。	人/年	1,344	1,248	1,164	全保育園（所）・認定こども園で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。
病児保育事業	病児・病後児について、病院等の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。	人日/年	1,421	1,655	1,858	医療機関2か所で、生後7か月の乳児から小学校6年生までを対象として実施しており、引き続き現状の体制維持と利便性の向上、事業の周知に取り組みます。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る。	人/年	1,573	1,600	1,602	実施クラス数の拡充を図るとともに、実施内容の充実やクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。
実費徴収に係る補足給付事業	保護者の世帯所得等の状況に応じ、保育園（所）等に対して保護者が支払うべき給食費等に要する一部費用を補助する。	—	事業実施	事業実施	事業実施	引き続き、対象者に対する補助を実施します。